

回数 〔年度〕	問 題
<p>第69回 〔令和元年度〕</p>	<p>問1 酒税法第29条の輸出免税の規定が設けられている趣旨について述べるとともに、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税について、制度が設けられた趣旨、制度の概要及び酒税の免除の対象となる酒類の要件について述べなさい。</p> <p>問2 次の①、②については、それぞれ一定の要件を満たすことで、酒税法第43条第1項から第9項《みなし製造》の規定は適用されないこととされている。この場合における、①と②の要件の相違点について述べなさい。</p> <p>① 酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品を混和する場合</p> <p>② 酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において酒類と他の物品を混和する場合</p>